

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 徴収猶予の特例に関する申請について

1 対象となる方

猶予の特例を受けるには、下記のいずれも満たす方が対象です。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納税を行うことが困難であること。

2 猶予特例の対象となる税

令和2年2月1日から令和3年2月1日（※）までに納期限が到来するものであり、主な対象税目は以下のとおりです。※地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布、施行され、令和3年1月31日から令和3年2月1日に変更となりました。

また、猶予特例の申請ができる税目は、申請月及び翌月に納期限が到来するものに限ります。それ以降に納期限が到来するものについては、その都度申請をしてください。

①市県民税（普通徴収）

- 令和2年度1期（令和2年6月30日（火）納期限）
- 令和2年度2期（令和2年8月31日（月）納期限）
- 令和2年度3期（令和2年11月2日（月）納期限）
- 令和2年度4期（令和3年2月1日（月）納期限）

②固定資産税・都市計画税

- 平成31年度4期（令和2年3月2日（月）納期限）
- 令和2年度1期（令和2年4月30日（木）納期限）
- 令和2年度2期（令和2年7月31日（金）納期限）
- 令和2年度3期（令和2年12月25日（金）納期限）

③軽自動車税（種別割）

- 令和2年度全期（令和2年6月1日（月）納期限）

④国民健康保険税

- 平成31年度8期（令和2年3月2日（月）納期限）
- 令和2年度1期（令和2年7月31日（金）納期限）
- 令和2年度2期（令和2年8月31日（月）納期限）

- 令和2年度3期（令和2年9月30日（水）納期限）
- 令和2年度4期（令和2年11月2日（月）納期限）
- 令和2年度5期（令和2年11月30日（月）納期限）
- 令和2年度6期（令和2年12月25日（金）納期限）
- 令和2年度7期（令和3年2月1日（月）納期限）

3 猶予する期間

各納期限の翌日から最大1年間猶予できます。あくまでも猶予であり、免除ではありません。また、猶予期間中においても、途中での納付や分割納付をすることは可能ですので、その場合は、税務課納税係（0566-95-9877）までご連絡ください。

4 申請に必要なもの

徴収猶予申請書による申請が必要となります。申請書には、以下の書類（写しも可）の添付が必要となります。

- ①事業収入の減少等の事実があることを証する書類（売上帳、給与明細、預金通帳等）
- ②一時納付が困難であることを証する書類（預金通帳、現金出納帳等）

原則、上記①②の添付が必要となりますが、やむを得ず提出が難しいと認められる場合には、口頭で聞き取りをします。

5 申請期限

令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

6 申請方法

徴収猶予申請書及び添付書類を碧南市役所税務課納税係へ来庁もしくは郵送により提出してください。郵送による申請の場合の送付先は、以下のとおりです。

（送付先）〒447-8601

愛知県碧南市松本町28番地

碧南市役所 税務課 納税係 宛

【徴収猶予に関する問合せ先】

碧南市役所 税務課 納税係 電話：（0566）95-9877（直通）

（月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分）